

○国土交通省告示第三百十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和四年三月十日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

第1 起業者の名称 国土交通大臣及び滋賀県

第2 事業の種類

1 国土交通大臣起業に係る事業

一般国道1号改築工事（栗東水口道路Ⅰ（Ⅱ期区間））

2 滋賀県起業に係る事業

主要地方道大津能登川長浜線馬場・上砥山工区事業

第3 起業地

1 第2の1に係る事業

(1) 収用の部分 滋賀県栗東市小野字濁り池並びに上砥山字中浮気及び字下代地内

(2) 使用の部分 滋賀県栗東市小野字濁り池並びに上砥山字中浮気及び字下代地内

2 第2の2に係る事業

(1) 収用の部分 滋賀県栗東市下戸山字宮ヶ谷及び字山田地内

(2) 使用の部分 滋賀県栗東市下戸山字宮ヶ谷及び字山田地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

(1) 第2の1に係る事業

「一般国道1号改築工事（栗東水口道路Ⅰ（Ⅱ期区間）」（以下「本件国道事業」という。）は、滋賀県栗東市小野字向手原地内から同市上砥山字砥坪地内までの延長900mの区間（以下「本件国道区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事であり、申請に係る事業は、本件国道事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件国道事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に

該当する。

(2) 第2の2に係る事業

「主要地方道大津能登川長浜線馬場・上砥山工区事業」（以下「本件県道事業」という。）は、滋賀県草津市馬場町字穴虫地内から同県栗東市上砥山字砥坪地内までの延長3.0kmの区間（以下「本件県道区間」という。）を全体計画区間とする県道改築工事であり、申請に係る事業は、本件県道事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件県道事業は、道路法第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件国道事業及び本件県道事業（以下両事業をあわせて「本件事業」という。）は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

(1) 第2の1に係る事業

本件国道事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件国道事業を開始していることなどの理由から、本件国道事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

(2) 第2の2に係る事業

主要地方道大津能登川長浜線は、道路法第7条の規定に基づき滋賀県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により滋賀県が道路管理者となること、起業者である滋賀県は、既に本件県道事業を開始していることなどの理由から、本件県道事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道1号は、東京都中央区を起点とし、大阪府大阪市に至る延長約730kmの主要幹線道路であり、主要地方道大津能登川長浜線は、滋賀県大津市を起点とし、同県長浜市を終点とする延長約81kmの主要幹線道路である（以下両路線をあわせて「本路線」という。）。

本路線が通過する栗東市及び草津市は、化学工業製品、生産用機械器具、電気機械器具等の製造を行う工業団地を擁しており、生産された工業製品は、本路線等を利用して滋賀県内のみならず、近畿圏、中京圏、首都圏等へ広く出荷されている。

しかしながら、本件国道区間及び本件県道区間（以下両区間をあわせて「本件区間」という。）に対応する本路線（以下「現道」という。）は、物流等に広く利用されるとともに、栗東市及び草津市の既成市街地を通過し、沿線には事業所、工場、店舗、住宅等が存していることなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

令和2年10月に起業者が実施した交通量調査によると、現道の自動車交通量は、栗東市小柿地内で42,681台／日、草津市岡本町地内で16,882台／日であり、混雑度はそれぞれ1.42、1.73となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和2年11月に、同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、建設機械の稼働に係る騒音については法令により定められた基準を超える値が見られるものの、防音シートの設置により基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、ミナミメダカ及びマルタニシ、準絶滅危惧として掲載されているトノサマガエル、ドジョウ、シマゲンゴロウ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバ、マルバノサワトウガラシ等その他この分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、ミナミメダカ、トノサマガエル等については、工事の実施により河川及び水路内に濁水が流入する可能性があることから、濁水処理施設を設置することとしている。シマゲンゴロウ等については、道路照明に誘引されることにより生息環境に影響を及ぼす可能性があることから、誘引効果の低いLED照明を設置する等の措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事に

よる改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が3か所存在するが、既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件国道事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第1級の規格に基づく4車線の道路を、本件県道事業は、滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第68号）による第3種第2級の規格に基づく4車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は同令、同条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、本件国道区間については平成元年4月26日に都市計画決定され、令和2年1月14日に変更決定された都市計画と、本件県道区間については昭和47年6月20日に都市計画決定され、平成11年11月15日及び令和2年1月14日に変更決定された都市計画と、それぞれのり面の形状等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる大津湖南地域幹線道路整備促進協議会等より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用とされていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 滋賀県栗東市役所